

佐世保市地方卸売市場業務条例第34条の3項に基づき、売買取引条件を下記の通り公表いたします。

1 営業日及び営業時間

営業日	別掲カレンダーの通りとします。	
営業時間	せり時間	(野菜・果実) 午前6時30分～午前9時 (花き) 午前7時～午前9時
	荷受時間	(野菜・果実) 午後零時～翌朝6時 (花き) 午前4時～午前6時
	窓口支払時間	8:00～12:00(月曜日～金曜日) (土日祝祭日、水曜日の休市日の支払はいたしません。)

2 取扱品目

野菜、果実及びこれらの加工品、花き及びその関連商品

3 取扱品目の引き渡しの方法

セリ販売及び相対販売による引き渡しとします。

4 委託手数料率その他の取扱品目の卸売に関し出荷者または買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(1) 委託手数料率

野菜	8.5%～9.5%
果実	7.0%～8.0%
花き	10%

※ 野菜及び果実の手数料率については、取引契約及び出荷実績により異なります。

(2) 出荷者の費用負担

・運送料	当該物品の卸売場までの運搬費
・振込手数料	仕切金を金融機関へ振り込む場合の振込手数料
・保管料	鮮度保持等のために要した冷蔵保管料金
・その他	出荷者に代わり弊社が立て替えたその他諸費用

※ 上記の費用負担については、出荷者との協議の上決定するものとします。

(3) 買受人の費用負担

売買前に要する費用負担は有りません。
売買後の当該物品の運搬費用等は買受人の負担となります。

5 取扱品目の卸売にかかる販売代金の支払期日及び支払方法

委託物品の販売については、販売日の翌日までに支払うものとします。
ただし、委託者との特約を交わしている場合は特約通りとします。

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額

(1) 出荷奨励金

野菜	取扱高の1000分の17以内	(交付基準に準じる)
果実	取扱高の1000分の10以内	(〃)
花き	取扱高の1000分の5以内	(〃)

(2) 完納奨励金

野菜	買上金額の1000分の10	(売買取引契約に準じる)
果実	買上金額の1000分の10	(〃)
花き	買上金額の1000分の10	(〃)